



第六卷 第四號

大正十年十月一日發行

(通卷第二十四號)

研究

道鏡皇胤論

文學博士 喜田貞吉

一 緒 言

奈良朝末期に於ける史上の一大疑問として道鏡皇位覬覦の一件は、古來幾多の史家の頭を悩ました所であるが、まだ十分の解決を得て居ない。大體道鏡其の人に就いてのみならず、和氣清磨にし

ても、其の姉の法均にしても、又習宜阿曾磨にしても、藤原百川にしても、乃至は吉備眞備にしても、苟くも道鏡に關係して舞臺に現はれた人々の事蹟は孰れも疑問の黒雲に蔽はれて居るところが多いのである。後世から清磨や法均は忠誠無二の偉人で、阿曾磨は權勢阿附の小人であつたと認め

られては居るが、道鏡排斥後の新政府の論功行賞に於ては、道鏡に阿附して大問題を惹起した元兇とも認められる大罪人阿曾磨は何等の處分を受けなかつたのみならず、寶龜元年八月二十一日、即道鏡の下野に流されたと同時に、太宰主神といふ低い地位から多嶺島守たねがしまかみに任せられ、其の後僅かに一年九箇月を経て、道鏡の死後間もなく、同三年五月六日といふに更に大隅守に榮轉し、可なり重い恩賞に預つた觀があるに拘らず、忌憚なき神教を復奏して除名せられ、流謫の刑に處せられて、具さに辛酸を嘗めた清磨と法均とは、新政府からあまり顧みられた形迹が見えぬ。清磨は神教復奏の後に稱徳天皇の逆鱗に觸れて、從五位下近衛將監から一旦因幡員外介に左遷せられ、それでもなほ不足とあつて、更に除名の上、姓名をまで別部穢わけべのきたま磨なまろと改められ、大隅の如き僻陬の地に流されたのであるから、天皇崩じ道鏡仆れて後の新政府から

は、慰勞の意味からでも厚く賞せられなければならぬ筈である。然るにも拘らず道鏡貶謫の翌九月六日になつて、彼はやつと召し返されたゞいで、而かも半年以上も其まゝに打ちやられて、翌寶龜二年三月二十九日に始めて本位從五位下に復せられたに過ぎなかつた。而もなほ前に授けられてゐた皇別真人の榮爵は返されずして、當時田舎者の姓かほねとして、夷姓とまで言はれたもとの和氣公のまゝで置かれて居るのである。かくて彼が宿禰姓となつたのは其の後の事で、更に半年を経た九月十六日に至つて、僅に播磨員外介に任せられたに過ぎなかつた。又其の姉法均尼は、稱徳天皇に仕へて夙に從四位下に准せられ、それ相當の位封をも受けて居たのであつたが、是も神教一件で清磨貶謫と同時に還俗させられ、其名も別部狹虫わけべのさむしと改めて備後に流され、清磨と同時に召し返されはしたが、やつと五十日後にもごよりは四階も下の從五

位下に叙せられたに過ぎなかつた。是れ果して道鏡排斥の新政府が、皇位の爲には身命を顧みざる誠忠無二の清麿・法均を待ち、權勢阿附の元兇として唾棄せらるゝ阿曾麿を遇するの途であらうか。

是は必ず表面にあらはれた事實以外に、隠れたる事情の潜めるものたることを示すものではあるまいか。彼の道鏡が始めて天位を覬覦するの志を起したのは、阿曾麿の奏上した詐りの神敎を信じたからの事だとは、明かに新政府編纂の續日本紀の記する所である。然らば阿曾麿は明かに教唆者として、少くも同罪人なるべきものである。而して是が爲に天皇は欺かれ給ひて、爲に種々の事件が持ち上り、危く神器は妖僧道鏡の手に歸したかも知れぬといふ程の大問題を引き出したのである。然らば道鏡を排斥した後の新政府の目からして之を見れば、阿曾麿は死もなほ償ふに足らざる大罪人でなければならぬ。而して之に對して清麿等は

身命を堵して王位を守護し奉つたのであつて見れば、新政府からは必ず非常の恩賞あつて然るべきで、護王大明神として祭られる事は、近く嘉永四年を待つべきではなかつた筈ではあるまいか。

藤原百川の暗中飛躍は、今や殆どすべての史家の認むる所で、其の道鏡排斥に對する活動は、殆ど疑ふの餘地がない。而して左大臣藤原永手等も恐らく之に關係して居たのであらうが、續日本紀の表面には少しもそれが見えて居ない。日本紀略引百川傳には、道鏡の事に關して飛んでもない事まで露骨に書いてあるに拘らず、續日本紀百川傳には、光仁天皇の之を重んじ給ひし事は可なり委しく見えて居ながら、一言其の道鏡關係の事に及んで居ないのはどうした事であらうか。

吉備眞備は道鏡の榮達と相伴ひて急激な榮達を遂げ、もと備前の田舎者の子が門閥家の人々を凌駕して一躍大臣の地位にまで陞つたのであつた。

る。然るにも拘らず其の唯一の擁護者を失つた後の彼は、何等自衛の策に出づる事なく、しほらしくも高野陵下に盧を結んで念佛三昧に日を送り、而もなほ心非望を捨てずして、群臣共に自己を擁立するならんとの僥倖を待ち受けて居つたなど云ふに至つては、其の愚笑ふに堪へたり位の批評ではすまぬ大疑問であらねばならぬ。

是等の疑問に就ては、曩きに『中央史壇』國史上疑問の人物號に於て、「習宜阿曾磨」の題下に其の一部を解釋して置いたが、なほ茲に道鏡其人の身分に就いて、一大疑問が遺されて居るのである。

道鏡は俗姓弓削氏河内の人と續日本紀にある。而も彼は法王となり、つひに天子とならうとまで非望を抱くに至つたのである。道鏡如何に天皇の御親任を得たからとて、彼が單に河内の弓削氏所出の一比丘であつたならば、天皇が之に法王位を授け給ひ、載するに鸞輿を以てし、衣服飲食一に

供御に擬し、政巨細となく決を之に取るなどいふ事があり得べき筈ではない。支那では戰國以來臣籍のもの王號を僭稱し、或は皇帝より王爵を臣下に授けるの例も開けたけれども、本朝に於ては嘗て皇族以外に王號を有するものはないのである。

是は道鏡といふ一個人に授けたのではなくて、佛法の師たる道鏡に授けたのだから例外だといふ説明も出て居るけれども、併し苦しい辯解である。

又よしや天皇之を授け給ふとも、藤原氏以下の卿相が相率ゐて之を甘受し、平然として其の前に羅拜するなどは滑稽千萬であると謂はねばならぬ。

殊に當時は帝權の甚だ盛な時代であつた。皇族以外のものも立つて天子となり得るとの思想は到底何人の腦裏にもあり得ないのである。清磨の復奏にも「開闢以來君臣の分定まる」とある。然るにも拘らず、如何に神教に假托したとは云へ、阿曾磨が道鏡を天位に即けたならばなごの奏上が、ご

うして此の際出て來得たであらう。而して天皇が之にお迷ひになる事が、どうしてあり得たであらう。殊に最後までも道鏡が其非望を捨てずして、晏然として僥倖を期待して居る事が出來たであらう。是れ實に我が國體上より、又國民の思想上より、到底あり得ない事實と謂はねばならぬ。

こゝに於てか古來道鏡皇胤説が世に行はれて居るのである。道鏡が果して皇胤であるならば、彼が法王位を授けられたり、天子としてはどの説が提出せられたり、それを聞いて彼が野心を起したりして見ても、幾らか説明がつく譯である。然るに續日本紀毫も之を言はぬのみならず、却つて見様によつては其の反證らしく解せられる文句が少からず見えて居るのである。こゝに於てか道鏡皇胤説は、とかく是までの史家の間に看過せられる事になつて居る。去る明治二十四五年頃に史海誌上で此の問題が論せられた時、故田口博士はや、

皇胤説に傾いたかの如き態度を示されたが、當時の論客たる久米博士、故吉田博士、故平山鏗二郎氏等は皆反對で、田口博士も皇胤説の評判の悪いのには閉口すると云はれて、あまり之を主張されないで終つたのであつた。其の後の史家の發表亦皇胤説否定の説こそあれ、之に左袒されたものあるを聞かぬ。斯くて此の疑問は今なほ遺されて居るのである。而も是れ永久に疑問として放任すべきものであらうか。我が萬世一系の皇統は、たゞへ其れが到底實現さるべきものではない迄も、尙かつ時には之を他姓に革めてはその大それた説を容れて見るの餘地があり得るものであらうか。我が天壤無窮の皇運は勿論萬代かけて動きなきものであるとは云へども、なほかつ時には動搖を來すの虞がある程に薄弱なものであらうか。是れ余が幾多論客の既に論じ悉した問題であるに拘らず、更にこゝに再び之を蒸し返して見んとする所以で

ある、

二 道鏡皇胤説の出所

道鏡が皇胤であるとの説は、近世ではとかく史家の間に不評判であるけれども、嘗ては可なり世に信せられて居たものであつた。平安朝から室町時代に涉つての書類多く之を認めて居る。應永十五年五月足利義滿薨じて、太上法皇の尊號を追贈せんかの義が起つた事があつたが、道鏡は皇胤であるといふ理由を以て其の前例にも引かれなかつた。東寺執行日記に、

贈太上法皇可被給之由雖有宣下、昔ヨリ此例依無之、勸解由小路禪門申留云々

とある。又文祿清談には、「北山殿義滿公をば後小松院御猶子になぞらへ給てより、將軍家を公方と稱し、剩へ太上皇帝の贈號を勅許あり」と書いて、御猶子たるが故にと辯じて居るが、それでもなほ

翰林胡蘆集には、「法皇は乃ち吾朝帝王の稱なり、台靈に諡するに此の徽號を以てす、榮の又榮、嗣君之を辭す、其の恭謙の心尙ぶべし」とあつて、たとひ御猶子でもなほ法皇の號は不適當である事が認められたのだ。此際大外記師胤は權中納言山科教言に向つて、弓削道鏡の先例如何と質問に及んだ所が、教言は之に答へて、「道鏡は天智帝の孫なり」と一言の下に之を排斥して居る。これは義滿の事に關してたま／＼問題になつたのだが、道鏡が天智天皇の皇胤であつたとの説が、當時有識家の間に認められて居た事は明かである。

道鏡皇胤説の最も古く物に見えて居るのは七大寺年表である。

天平寶字七年癸卯小僧都道鏡

九月四日任、法相宗東大寺或西大寺

河

内國人弓削氏、天智天皇孫、志貴親王第六子也

義淵僧正弟子。初籠葛木山修如意輪法、苦

行無極。高野天皇聞召之。於近江保良宮有

御藥。仍召道鏡被修宿曜秘法、殊有驗。

仍被任少僧都。

僧綱補任抄記する所亦是に同じい。蓋し七大寺年表とはもと僧綱補任で、兩者蓋し同一出典と云つてよい。元來此の書は平安朝もあまり降らぬ時代の編纂で、恐らく後に書き繼いだものらしく、随つて南都の寺院では、古くから道鏡の皇胤であることを認めて居つたことが知られるのである。降つて室町時代になつても、皇胤紹運録には明かに左の如く記してある。

施基皇子

光仁天皇

湯原親王 壹志濃王

海上王

榎井親王

春日王

壹志王

弓削清人

大納言、正二位、太宰帥

道鏡禪師

大禪師位、太政大臣、法皇位、初少僧都、藥師寺別當、天平神護元年三月任太政大臣、同

三年十月授法皇之位、神護景雲三年配下野國

此の系圖によると、道鏡は施基親王第八子で、僧綱補任の第六子といふには合はぬが、其の皇胤なることを認めた點に於ては一である。而して續日本紀に弓削淨人○系圖に清人は道鏡の弟とあれば、此の點に於ても右の系圖には明かに誤があることが知られるが、公卿補任頭書引用の帝王系圖なるものには、

施基皇子 光仁天皇 湯原親王 春日王 海上

王 女王 榎井親王 弓削道鏡法王 淨人朝臣

とあつて、正しく彼が施基皇子の第六子といふに當り、七大寺年表の説に一致して居る。此の帝王系圖なるもの、年代は不明であるが、いづれ室町以前のものであると察せられる。又公卿補任の本文には、

道鏡俗姓弓削宿禰、河内國人、大納言清人之舍兄弟弟也。

と書いて、大體續日本紀の文によつて居るが、も更に、

或本云、天智天皇孫、施基王子之子也。法相宗西大寺、義淵僧正門流、常侍禁掖、甚被寵愛。と附記して、其の皇胤なることを述べてある。此の或本なるものが何であるかは亦明かでない。併し古くかゝる説が一般に認められ、此の種の記事ある書籍がいろいろあつたものと解せられるのである。

斯く諸本記する所多少の異同があるとしても、之を施基皇子の子、光仁天皇の弟とする點に於ては、孰れも其の揆を一にしたものであつて、平安朝から室町時代に至るまで、世間敢て之を疑はんとはしなかつたものらしい。

然らば此の説は直ちに以て信すべきものであら

うか。續日本紀の記事は果して是に對して矛盾する所がないのであらうか。

三 道鏡皇胤説の難關

道鏡の皇胤なること、古來右の如く諸本の記事一致して、他に一も之と違つた系圖が傳はらぬとすれば、其の説もはや疑を容れざるものと見て然るべきであらう。然るに一方に於ては、道鏡の當時を距る僅々二十餘年後の續日本紀が毫も之を言はざるのみならず、却つて往々其れを否定すべきかの如き記事の繰り返されて居るのはどうしたのか。是れ實に道鏡皇胤説に取つて一大難關と謂ふべきもので、多くの史家が其の皇胤たるを信するを難んずる所以のものは、亦實にこゝにあるのである。

續日本紀の道鏡傳○死去の條下の記事には、單に之を「俗姓弓削連、河内人」とあるのみで、勿論彼と施基

皇子との關係は見えてをらぬ。又、其の弟淨人布衣より、八年の間に立ちて從二位大納言に至る。

一門五位の者男女十人」など云つてあるところを見るに、編者が決して彼等兄弟の皇族なることを認めて居らぬのは明である。否皇胤なることをも示さぬ筆法と謂はねばならぬ。又同書所載稱徳天皇が天平寶年八年九月二十日に、惠美押勝を擯斥し給うた時の宣命にも、

玄、○押勝を指すが奏し、く、此の禪師○道鏡の晝夜朝廷を護り仕へ奉るを見るに、先祖の大臣として仕へ奉りし位名くらみなを繼むと念ひてある人なりと云ひて、退け給へと奏し、かごも、此の禪師の行を見るに、至りて淨く佛の御法を繼ぎひろ隆めんと念おも行はしまし、朕をも導き護りますおのが師をや、たやすく退けまつらんと念ひてありつ。

とある。これは押勝が道鏡の野心あるを看破し、之を退け給はんことを天皇に奏請し奉つたのに對

する譴責の御辭である。隨つて少くも天平寶字八年の頃には、彼は弓削大臣なるもの、後裔として認められて居たのである。弓削大臣の後裔何ぞ皇胤なることを得やうや。

弓削大臣とは謂ふまでもなく物部大連守屋の事であらう。守屋は河内の弓削に居て、物部弓削大連と呼ばれた。其の大連といふ姓は、かほね連家の首長として朝政に參與するもので、後の大臣といふに當る。故に日本紀にも、大連大臣を併稱して兩大臣などと呼び、殊に守屋滅亡後は大連の稱號がなくなり、大化の新政府には連家の出たる大伴長徳をも、大臣の官名に据えられたのであつて見れば、其の後百餘年を経たる天平寶字の頃に、之を直ちに弓削大臣と云つたとて毫も不思議はない。今も俗稱には、往々守屋の大臣など、云つて居るのである。一説に此の先祖の大臣とは、物部守屋の事ではなくて、蘇我入鹿の弟で物部氏の名を繼ぎ、

其の財産を承けて、物部大臣と稱したと日本紀にある人の事であらうとあるが、此の人は本名も後に傳はらぬ程で、あまり權勢を有したらしくもなく、又それでは道鏡が先祖の大臣の位名を繼がんとするの野心があると云はれたに對しても、不適當と思はれる。弓削は河内國舊若江郡の地名で、實に道鏡の郷里であつた。而してこゝに由義宮が設けられ、由義寺が營まれたのであつた。而も是れ實に守屋の緣故地であつたのである。道鏡は蓋し物部守屋の後裔と認められたもので、續日本紀に「俗姓弓削連、河内の人」とあるのは、決して僞ではない。殊に和氣清麿の宇佐から歸つて復奏した神教なるものを見るに、「我が國開闢以來君臣定まれり、臣を以て君とするとは未だこれあらざるなり。天之日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人は早く掃除すべし。」とある。此の神教なるものは當時清麿、法均等の僞作と認められて、爲に此兩人は神

教を詐りて天皇を欺き奉つたといふ罪狀の下に、除名の上流謫の刑に處せられたのみで、爲に何等道鏡の非望を挫くの結果を生じなかつたのである。けれども、此の所謂神教なるものゝ内容を案ずるに、道鏡は明かに臣籍の者であつて、開闢以來君臣の分の定まれる我國の習慣に照らして、決して天子たるべき資格なきものであつた事を示したものである。此の意味からして彼は亦、其の皇胤なることを認定せられ得ないこととなつて居るのである。

然らば道鏡は果して眞に物部氏の血統をうけた後裔で、僧綱補任以下の諸書謂ふ所悉く妄誕信すべからざるものとして捨つべきであらうか。

四 皇族と皇胤、道鏡と弓削氏

道鏡が俗姓弓削氏河内の人で、其の祖先には大臣の位名を有したものがあり、其の後裔なる彼が

其の位名をつがんとするの野心を有すと疑はれたことは續日本紀の記事毫末の疑を容れぬ。又彼が皇位を繼承すべき資格なき臣籍の者として、當時の憂國の志士から排斥せられた事も亦毫末の疑を容れないのである。併しながら一方には、彼を天子としたならば如何であらうとの説も提出されて居る。天皇も是には迷ひに成つた。道鏡自身も當初はそんな野心はなかつたが、此の事を聞いて成る程と合點したものと見えて、始めてこゝに皇位覬覦の心を起し、清麿が神教復奏の彈劾に遇つても、爲に其野心を捨てる事なく、天皇崩御の後までもなほ群臣の迎立を夢想して居たのであつた。而して一切の系圖は前述の如く彼を天智天皇の皇孫で、施基皇子の王子だと云つて居るのである。こゝに於て此の一見矛盾したるが如き二種の所傳は、到底兩立し得ないものであらうか否かを一考せねばならぬ。

言ふまでもなく續日本紀は、道鏡反對の新政府の手によつて編纂せられた勅撰の國史である。其の奏上は延暦十六年であるが、實は其の後半は其の前年に脱稿奏上したものであつた。随つて道鏡に對してよしやさう偏頗な記事はなかつたとしても、少くも新政府に取つて不利益な事は書かれる筈がない。光仁天皇は同じく天智天皇の皇孫で、施基皇子の王子であつても、是は當初から白壁王として、立派な皇族にましましたのである。されば天武天皇の皇統を受け給うた稱徳天皇の御代に於ては、嘗て皇嗣としての問題に上つた事はなかつたけれども、其の崩後群臣の推戴するところとなつて、天子となり給うたに何等不思議のあるべきところはない。

然るに道鏡は、同じく天智天皇の皇孫で、施基皇子の王子であつたとしても、其身分は明かに皇族ではなかつた。こゝに皇族と皇胤との區別あるこ

とを考へねばならぬ。古くは阿倍・蘇我・紀・平群等の諸氏を始として。源・平・橘・清等の諸氏は孰れも明かに皇胤である。併し何人か之を皇族であるといふであらう。道鏡の出自が如何にもあれ、既に弓削氏を冒した河内の住人であつて見れば、無論皇族ではない。随つて道鏡反對の新政府が編纂の書に之を皇族と認めず、殊に其の不利益の點を隠して、彼が皇胤として現代の皇統に關係深いものであつた事にも言及しなかつたさて、敢て不思議はなかつたであらう。又和氣清麿が彼の臣籍にあるの故を以て、開關以來君臣の分定まるとして之を彈劾排斥したに不思議はなかつたであらう。併しながら、それがたとひ臣籍に下つて居たとしても、もと果して天智天皇の皇孫であつて見れば、一方にそれを法王として尊敬して見たり、或る目的の下に之を天子と推戴してはなごとの議を起して見たり、或は道鏡自身にしても、あはよくば天

子になつて見やうとの野心を起したりした事があつても、そこには又幾分の説明はつくべき譯である。

皇族が臣籍に下る場合には、普通は新に一戸を創立されるのであるが、時には母家の姓をつぐといふ例もある。其の外後世にあつては近衛信尋公の如く、全く普通の養子の形式によつて、臣籍の家をつがれた場合もないではないが、古代には其んな例は見當らない。皇族が母家の姓を冒した著しい例には橘氏がある。敏達天皇の皇玄孫美努王と橘三千代との間に生れた葛城王及び佐爲王の同胞は、天平八年奏請して生母橘氏の姓を冒し、橘諸兄及び橘佐爲となられたのである。橘三千代は本姓縣あがたのいねかひのすけ犬養宿禰で、勿論臣籍の出である。彼の女は内命婦として夙に宮中に仕へ、和銅元年特に橘宿禰の姓を賜はつたのであつた。即ち縣犬養氏から出て新に一家を創立したのである。彼の女は美

努王の妃として葛城・佐爲の二王を生んだ後に、更に藤原不比等に嫁して光明皇后を生み、死後從一位を贈られた程の人である。然るに男系相續の我が邦俗にあつては、此の名家も彼の死と共に一代限りで絶つべき次第であつたので、葛城王等請うて之を繼承した譯であるが、内實には母家の遺産を相續し、同母妹たる光明皇后の歡心を買う事が出来て、名實共に大いに己を利したものであつたと察せられる。大體此の頃は皇族繁延の結果として、自存する能はざる程の窮乏の諸主が甚だ多く、爲に自ら臣連の姓を願つて臣籍に列し、朝廷に供奉せんことを請うたものが少くなかつた。而して是等の諸家は大抵新に一家を創立せられたこと、は思はれるが、中には橋諸兄の如く、母家の姓を繼いだものもなかつたとは言へぬ。天平勝寶八年には、天武天皇の皇孫山背王が、是も母家の姓を冒して藤原弟貞となつた。是は安宿王・黄文王等

の謀反を密告した賞だがある。山背王は左大臣長屋王の王子で、母は藤原不比等の女である。而してそれが恩賞によつて臣籍に列したのだとあつて見れば、斯かる場合なまじ諸王で居るよりは、富裕な臣籍に列した方が、其の方々に取つて幸福であつたのである。右は皇族の他姓を冒された例であるが、臣籍同士の間にも是があつたに相違ない。前記蘇我入鹿の弟が祖母の氏をついで物部大臣と云ひ、物部氏の財産を襲いだ如きは其著しいものである。而して余輩は、弓削氏と皇胤道鏡との關係を以て、亦是等と同一事情の下にあつたものと解せんとするのである。

弓削氏は言ふまでもなく物部守屋の後裔で、弓削の名は其の所領たる河内の地名に起因したものである。守屋の殺さるゝや、其の兒息眷屬或は葦原に逃れ匿れ、姓を改め名を換へたもの、或は逃亡して向ふ所を知らざるものありとある。而して

其の遺産は、奴の半と宅とを以て大寺の奴と田莊となし田一萬頃を以て迹見首赤櫛こみのあざいしちひに賜ふとある。

但此の一萬頃は、果して守屋の遺産の中が否かは明でない併し是等は勿論守屋の遺産の一部分たるに過ぎぬ。其大部は守屋の妹で馬子の妻たる人の縁故を以て、恐らく蘇我氏の手に落ちたものであらう。日本紀に、守屋の殺さるゝや時の人相語りて、「蘇我大臣馬子の妻は是れ物部守屋大連の妹なり。大臣妄りに妻の計を用ひて大連を殺す」と謂つたとある。而して馬子の子蝦夷の大臣は、病によつて朝せず私に紫冠を子の入鹿に授けて大臣の位に擬し、又其の弟入鹿の弟なりを呼んで物部大臣と云つた。此の物部大臣の祖母は物部弓削守屋の妹であるが故に、蝦夷の大臣は母の財によつて威を世に取るともある。然らば守屋の遺産の大部は、死後其の妹なる馬子の妻に傳はり、蝦夷は母の財によつて威を當世に振ひ、母の死後は其の次男某に物部の姓を冒さしめて、其の財を繼

承せしめたものであつたことが判る。然るに此の物部大臣なるものは、其の後七八十年許を経たるに過ぎざる日本紀編纂の頃に於て、既に其の本名すら明ならざる程であつたことを以て察すれば、蘇我大臣誅戮と共に其の財は沒收せられて、守屋の後裔の手に復し、こゝに守屋舊領の河内弓削の地に、弓削氏の存在を見るに至つたものであらう。斯くて守屋の遺産を繼承せる弓削氏の女が施基皇子に聘せられて、こゝに道鏡と淨人とを生み、なほ葛城王と佐爲王とが爲したと同じ状態の下に、兄弟相共に母の姓を冒して、河内の一臣民たる皇胤弓削氏を見るに至れりと解せんは、必ずしも牽強附會とのみ謂ふことが出来ぬ。

五 皇嗣と皇緒と皇胤

以上述ぶるところ果して誤なからんには、道鏡は一方より之を見れば河内の一臣民たる弓削氏に

過ぎないけれども、他方より之を見れば明かに天智天皇の皇孫である。随つて之に授くるに法王位を以てし、更に之を天子としてはどの議の起るに至れるも、必ずしも其理由なしとのみは謂へぬ。要は之を一臣民なる天孫系弓削氏の人と見るか、或は之を皇胤たる弓削道鏡と見るかの見解の相違にある。橘諸兄は生母三千代の姓を冒して其の家を繼いだのである。而も世は橘氏を以て敏達天皇の皇胤とし、皇別として之を認めて居るではないか。然らば河内の神別弓削氏をついた道鏡を以て、其の身柄に就いて之を天智天皇の皇孫となさんも亦一の見解である。勿論皇胤は皇族ではなく、皇別諸氏固より皇位を繼承すべきものではない。然れども平安朝には、一旦臣籍に降れる源定省を親王に復して、更に天子と推戴し奉つた例もある。遠く之を後に求めずとも、近く稱徳天皇の崩後に於て、天武天皇の皇孫にして既に臣籍に降れる文

室淨三、並びに其弟大市は、右大臣吉備眞備によつてともかくも皇嗣として、一旦推戴せられたのであつた。然らば道鏡の皇嗣としての適否は別問題として、若し果して彼が天智天皇の皇孫であつたならば、或る策略家が適當の皇嗣なき當世に於て、之を天子と推戴してはその議を起して見ても、なほ後に眞備が臣籍の淨三や大市を推戴しやうとしたのに比して、甚しい相違はなかるべきである。續日本紀が道鏡反對の新政府の手になつて、道鏡の皇胤たるを現はさぬ筆法を採つて居るとは疑ない。本書は彼が既に臣籍弓削氏を繼承した以上、もはや疑もない河内の一臣民で、皇嗣たるを得ざるの見解を採つて居るのである。彼の清麿の復奏に我が國開闢以來君臣の分定まつて、臣を以て君となすことは未だ嘗てこれあらずと云つたのも、亦一に此の見解から出たのであつた。續日本紀は臣籍のものとはたとへ皇胤たりとも天子たるを得ざる

の見解を採つたが故に、稱徳天皇崩御の後吉備右大臣が文室淨三や大市を推戴したが如き重大なる事件に就いても、全く秘して噫にも之を現はして居らぬのである。併しながら日本紀略所引の百川傳に見ゆる此の記事は、到底事實として認めざるを得ぬ。而して此の際百川が淨三を排斥した理由が、彼が既に臣籍に降つた人であるといふ爲ではなくして、淨三真人には十三人も子があつて、後の始末が面倒だといふが爲であつたのは注意すべきことだ。百川はもとより白壁王を推戴せんの下

心があつたのであるから、右の排斥理由は單に表面の口實たるに過ぎなからうが、併しながら彼の此の言ひ分によれば、彼も亦一旦臣籍に降つたものが立つて皇嗣たり得ることを認めたものと言はねばならぬ。勿論同じく臣籍に降つたと言つても、新に一家を創立した淨三や大市と、他家の名を冒した道鏡との間に相違のある事は明白であるが、

それにしても言はゞ五十歩百歩の差である。隨つて道鏡の野心を排斥した新政府の續日本紀が、淨三・大市推戴の事實を一言せぬのは至當の事と謂はねばならぬ。

されば此の際の問題としては、道鏡が皇胤であるが故に皇嗣として推戴すべきか否かといふよりも、むしろ彼が皇緒たりや否やの點に重きを置かれた事と解せられる。續日本紀に記する清麿の復奏には、「天之日嗣あまつひつぎは必ず皇緒を立てよ」とある。

又日本後紀清麿傳記する所によれば、「天之日嗣は必ず皇緒を續げよ」とある。「立てよ」と「續げよ」とは多少意味が違ふが、主とある所は「皇緒」の二字である。「緒」は絲の端の義で、轉じては序次の義となる。隨つて皇緒とは、今の皇室典範に御規定あるが如く、天皇に御血縁最も近き御方の意味でなければならぬ。壬申の亂後天智天皇の御系統は久しく皇位から遠ざかつて、天武天皇の御系統

のみが引續き天が下を知ろしめし、百年にも近い年代を經過して居るのである。○持統天皇は文武天皇の皇后、元明天皇は岡宮御宇天皇御在世の王妃にませば、やは然らば此の際に於ける天武天皇の御流におぼすを解する此の際に於ける皇緒とは天智天皇の御後ではなくして、文武天皇の御後であることは申すまでもない。又同じく文武天皇の御後と申す中にも、文武天皇以後は草壁皇太子即ち岡宮御宇天皇の御流が代々天位を繼承し給うて、稱徳天皇にまで及んだのであつたから特に此の御系統を皇緒と申さねばならぬのであつた。然るに不幸にして此の御流は稱徳天皇に至つて斷絶する事となつた。天皇が御婦人の御身を以て即位し給うたにつきて、聖武天皇の詔に、「岡宮御宇天皇の日繼は斯くて絶えなんとす。女子の繼ぎにはあれども嗣がしめん」と仰せられたのを見ても、若し此の皇統の御方あらば先づ第一に之を皇嗣と定むべき譯ではあるが、それが斷絶したが爲に、孝謙天皇の御代以後の代々の皇位繼承の問

題は、常に天武天皇の他の諸皇子の御系統から皇嗣を選擇し給うたのであつた。而も此思想は此の時になつて始まつたのではなく、曩に天武天皇の御子高市皇子の薨去に際して、他の諸皇子の間に皇嗣の議の決し兼ねた時、葛野王は敢然として議を献じて、「我が國家神代以降子孫相承けて以て天位を襲ぐ。若し兄弟相及ばざれば則ち亂是より興らん。仰いで天の心を論せんに焉んぞ能く測るを得ん。之を人事に推すに聖嗣自から定まれり、誰か敢て間然せんや」と言はれたので、皇嗣は忽ち草壁皇太子の御子文武天皇と定まつたのであつた。此の思想は實に葛野王の言はれた如く。神代以來我が國の不文律として變らざる所である。されば聖武天皇唯一の皇子天拆し給ひ、皇女皇位を繼承し給ひて後、皇嗣の問題が屢々繰り返さるゝに當つても、天智天皇の皇統は一度も問題に上つた事はなかつたのである。然るに道鏡が天智天皇の皇

胤を以て之を天子と推戴してはその神教なるものを奏上するものがあつて、天皇之にお迷ひになり道鏡亦其氣になつたに就いて、之を排斥すべく天

之日嗣は必ず皇緒を續げよとの神託が復奏されたのは、時に取つて適當のことであつたと謂はねばならぬ。蓋し此の神託の意味は、「我が國は開闢以來君臣の分定まつて居る。臣籍の道鏡を以て天子となさんなどは以ての外である。皇嗣は必ず皇緒より選び給へ」といふにある。藤原百川等が天智天皇の皇統より白壁王を推戴し奉つたに就いては、別に深い意味のあつた事と察せられる。而も是は最後の時まで策士等の胸中にのみ秘せられて、吉備右大臣の如き人すら少しも之を覺知せず、やはり皇緒を尋ねて他に適當なる皇族がなかつたが爲に、一旦臣籍に降つた文室淨三や大市をも推戴せんとしたのであつた。而して百川等が突然先帝の遺詔と稱して天智天皇の皇孫白壁王の皇太子たる

べき宣命の文を朗讀せしめたので、眞備は啞然として如何ともするなかつたと百川傳にあるのは、蓋し當時の眞相を傳へたものであらう。

神教に所謂皇緒の意味は斯くの如く解すべきものである。隨つて日本後紀に「皇緒を續げよ」とある方は、殊によく此の場合に相當する語で、蓋し其の眞を傳へたものなるべく、續日本紀の「皇緒を立てよ」とある方は、稍通じ難い感がないでもない。何故に續日本紀が斯く改めたかは不審である。尙言はゞ、續日本紀には「臣を以て君となす未だこれあらざるなり」とあるが、日本後紀には此の語がない。これは光仁天皇以後年序を經る多からざる時の新政府の筆として、道鏡が白壁王と同じく天智の皇孫として、一旦臣籍に降り、もはや皇嗣たるの資格なきことを特に有力に云ひ現はす必要があつたのではあるまいか。が、そはともかくも、世間時に皇緒を皇胤の義に解し、清麿復奏の神託は道鏡が皇胤ならざる確證だと論ずるものがないでもないのは、甚しい見當違ひと謂はねばならぬ。道鏡は臣籍には降つて居たが、もとは實に皇胤である。併しながら彼は皇胤ではあつたが皇緒では

ない。随つて「我が國開闢以來君臣の分定まる、臣を以て君となすは未だこれあらず。天之日嗣は必ず皇緒を立て（續げ）よ」との神託は、道鏡が皇嗣の候補に擬せられた際に於ける、最も適當なる排斥の語でなければならぬ。而もそれは彼が皇胤たらざる證とはならぬものである。

六 結 論

道鏡に關して世に傳へられる歴史上の事情は、甚だ多く疑問の黒雲を以て被はれて居る。是は續日本紀が、申譯までに表面に現はれた事實をのみ概叙して、其の真相を没却して居るからである。殊に彼の神教一件の如きは、中に就いても最も曖昧なるもので、續日本紀の記する所によれば、道鏡を立てよとの神託は阿曾麿之を奏し、清麿の受けたる神託は彼が復奏した「皇緒を立てよ云々」の唯一回のみの様であるが、阿曾麿の傳へた神託も其の

實清麿、法均によつて奏上されたもので、殊に日本後紀の記する處では、清麿の受けた神託は前後の二回あつて、其最初のもは本文省略されては居るが、何でも清麿の意に反したものととして、彼が之に抗辯した趣に見えて居るのである。而して其の本書に略された所ものは、扶桑略記に明記されて居て、それによると、實に阿曾麿奏上の神教なるものと同一であつて、道鏡を天子とする事を宣べられたものであつたのである。然るに天長年間和氣眞綱が奏上した所によると、清麿の受けた神託といふものは又更に是等とは頗る趣の違つたものであつた。要するに此間餘程曖昧な事情が伏在して居て、真相を没却して居る事は疑を容れないのである。而も結局は道鏡の皇嗣たる事を排斥するにあるので、其の皇緒にあらざることゝ、彼が臣籍の身分たることゝは力説して居るが、其の皇胤にあらざることゝは一言も謂つて居ら

ぬ。これは謂ふべき必要がなかつた爲ではあるが、若し強ひて之を穿つて考へて見れば、實は既に開關以來君臣の分定まることを言つた以上、彼が果して皇胤でないならば、更に態々皇緒を立てよとの事は言はなくともそれで十分な筈である。然るに特に之を力説した所以のものは、彼が其の實皇胤であつて、見方によつては斯かる場合、皇位を望んでも幾分の理由はあるとの説をなす懸念があつたからだとも見られぬ事はない。

勿論道鏡が河内の一臣民弓削氏の一員であることは疑ない。随つて彼が先祖の弓削大臣、即ち物部弓削守屋の位名を繼がんとするの野心を有するものとして指斥されたに無理はない。併しながら是あるが爲に彼が諸種の系圖の傳ふる如く、天智天皇の皇孫であることと矛盾することは言ひ得ない。されば若し彼がもと皇胤であつて、弓削氏を冒したのであつたとして見れば、彼が僧正義淵の弟子

としてほゞ梵文に通ずる程の學才を有し、殊に葛城山に籠つて如意輪法を修し、苦行極まりなく、世に禪行の聞えが高かつたので、遂に稱徳天皇の叡聞に達し、宮中に召されて宿曜秘法を修して功驗多く、篤く天皇の御親任を得るに及びて、皇族の外に譬て例なき法王位を授けられ、戀輿に乗り衣服飲食一に供御に准せらるゝに至つたのも、其の身柄上から全然故なしと謂ふことは出来ぬ。而して藤氏の大臣以下が、ともかく之を甘受し、平氣な顔して其の前に羅拜したのに就いても、亦幾分か首肯せらるゝ所がある。殊に開關以來君臣の分定まれる我が國に於て、別して此の思想の最も顯著なる當代に於て、如何に神教に托したとは云へ、道鏡を天子としてはどの議が提出せられたに就いても、其の間幾分の乗すべき所があつた事情が解せられるのである。

然るに世或は道鏡の凶惡を憎むのあまり、史實

の如何を穿鑿することなくして、直ちに其の皇胤たることを信せざらんとするものが少くない。更に甚しきに至つては清麿の誠忠を嘉するあまり、若し此の際清麿なかりせば、萬世一系の皇統もここに一旦中絶したかも知れなかつたなどいふものも、時にはまんざら無いでもない。我が天壤無窮の皇運は果して斯くの如く脆弱なものであらうか。勿論清麿なくとも道鏡が天位を踐む様な事實は萬々なかつた事と信せられるが、それにしても彼れが果して眞に河内の一臣民たる弓削氏の子で物部氏の一族であるに過ぎなかつたならば、如何に天皇の御信任篤きとは云へ、又其陰に如何なる計策が潜んで居たとは云へ、かりにも之を天子としてはどう様な飛んでもない議が提出せられ、天皇も之には迷ひになり、殊に此の際路真人豊永が心配した様に、清麿の復奏一つで彼が天位に登つたかも知れぬといふ懸念があつた程にも、我が

帝位の根柢は動搖するものであるであらうか。萬世一系の皇統、天壤無窮の皇運は、上下の齊しく確信する所であり、特に奈良朝の古事記日本紀には、之に關する天祖の神勅を掲記して、祖先以來の信念を明にして居るのである。殊に臣を以て君となすことは未だ嘗てこれあらずとの事は、此際に於ける清麿復奏の神教にも明かに之を述べて、古往今來何人も嘗て疑はざる所なのである。隨つて神武天皇以來二千數百年、時に多少皇威の隆替はあつたとしても、今問題になれる此道鏡の場合を除いては、嘗て臣下にして天位を希望し、若しくは臣籍のものを擁して天位に即かしめんなど大それた考へを起したものはないのである。若し強いて之に近い例を求むるならば、僅に平將門があるばかりであるが、而も彼は其實地方政治紊亂の際に於て、騎虎の勢に乗じて東國に割據獨立を圖つたに過ぎないのであつた。藤原氏權を専らに

して皇威を輕しめ、天下の衰弊人民の塗炭を馴致したのに對して、自ら獨立の政府を作らんとするに過ぎないのであつた。彼或は東國を根據として遂には天位をも奪はんとしたとも云はれては居るが、それにしても彼は自ら桓武天皇五代の孫として、王家を出で、遠からぬの自信を有し、それを公言して居るのであるから、敢て萬世一系の皇統を無視せんとしたのではない。勿論單に臣籍のものが帝權の極めて隆昌なる際に、天位を覬覦するものと比すべき次第ではないのである。而もそれすら固より天人ともに與せざる所であつた。然るにも拘らず單に河内の臣民なる一比丘に就いて、どうして斯くの如き大それた問題が起り得るであらう。

故田口博士の既に言はれた如く、道鏡皇胤説はとかく史家の間に評判がよくない。隨つて史海誌上論争の當時にも、此の問題は殆ど省みられずし

て葬り去られたのであつた。されば余輩が今こゝに之を主張するに於ては、人或は余輩が殊更に異説を提出して、凶惡道鏡を擁護し、誠忠清麿の價値を少からしめるものなどの批難するものがあるかも知れぬ。併しながら余輩は決して道鏡を擁護せんとするものでない。又清麿の價値を殊更に減せんとするものでもない。清麿の功績は別にあつて、少くも其の復奏が其の當時に於て直接道鏡の野心を挫くの結果を來さなかつた事は、清麿全盛時代の編纂の續日本紀の明記する所である。殊に其の道鏡の非望は、もと阿曾麿が之を傳へ、清麿法均を経て稱徳天皇に奏した八幡神教の結果だとは、是亦續日本紀の明記する所であるに拘らず、而も其の阿曾麿が、道鏡没落後清麿法均の未だ殆ど何等恩賞に浴したることなき間に、ズン／＼と榮達した事情から察しても、此の間餘程複雑した情實のあつた事は明である。此の時清麿が恩賞

に預らなかつた事は、曩に「習宜阿曾磨」〔中央史に所載〕に述べた如く、もと／＼此の神教一件が、道鏡の凶悪を見るに見かねた百川・永手等一派の劃策であつて、阿曾磨・清磨・法均等はそれを實演する舞臺上の役者であつた所が、清磨等の所作拙にして馬脚を露はしかけたが爲に、累を巨頭にまで及ぼさぬ前に、之を處罰して全責任を負はしめたのであつたに相違ない。稱徳天皇の御代に於ける道鏡の暴虐は、愛國の人々の到底看過し兼ねた所である。而も其の道鏡の暴虐は、悉く天皇の御意思となつて現はれるのであるから、彼等も之を如何ともする事が出来ないであつた。そこで策略家の百川の如きは、後に道鏡の爲の河内職の大夫に任せられた程にも、表面道鏡方の人なるかの如く粧ひて、陰に之が排斥の計を廻らし、道鏡が調子に乗り過ぎて居るのに乘じて、皇位覬覦の野心を起さしめ、其の理由を以て之を陥れんとしたものらしい。然

るに計策甘く行はれず、危く馬脚を露はしかけたので、早く清磨等に全責任を負はせて、之を處分したのであらう。そは清磨等貶謫の天皇の宣命に、清磨等と心を合はせるもの他にも一兩人あることを知らしめしてあれども、「慈」いづくしみを以て天下の政治は行ひ給ふものなれば、慈しみ愍れみ給うて免じ給ふとの寛大なるお言葉のあることによつて察せられるのである。思ふに此の處分案も、恐らく道鏡方を粧ひたる百川等に出でたもので、仁恕の名の下に表面に現はれたものゝみを罰し、罪の巨頭に及ばぬ前に之を以て打ち切りとして、深く他を穿鑿せぬ事としたものと解せられる。孰れにしても此の神教一件は、道鏡が既に臣籍に降つて居るとは云へ、もと彼が皇胤であるといふ所に乘すべき間隙を求めて仕組まれた狂言であつた。而して是非の辨別に乏しく、時勢を見るの明なく、暴慢其の極に達した道鏡は、やはり自分が皇胤である

といふ自信あるが爲に、つひ之に乗せられて天位を覬覦するの念を起し、其の自信の厚き、唯一の擁護者とます稱徳天皇崩御の後にも、なほ其の僥倖を夢想して、何等自衛の策を講ずる事もせず、何等運動がましき舉にも出でず、天皇の陵下に盧を結んで念佛三昧に耽つて居ることが出来たのであつた。

道鏡の周囲を取巻ける史上幾多の疑團は、多くの系圖の示すが如く彼が皇胤であるといふことによつて始めて解釋し得るのである。我が萬世一系

金 蠶 考

の皇統天壤無窮の皇運は、開關以來如何なる場合に於ても動搖したゝめしはないのである。道鏡が假りにも皇嗣たるべく提議せられ、彼自身亦それによつて天子たるべき野心を起すに至つたといふのも、畢竟彼が皇胤であつたが爲に外ならぬ。道鏡の凶悪を憎むのあまり、史實の如何を省みずして其の皇胤たることを聞くを快しとせぬものは、爲に皇位の尊嚴を冒瀆する所以を知らざるものと謂はねばならぬ。

(參照) 習宜阿曾曆「中央史壇」五月號(國史上疑問の人物)

文學博士 濱 田 耕 作

上

近頃我が京都帝國大學文學部の陳列館の藏に歸

した小さい蟲形の銅製品が一つある。長さ一寸六分五厘、幅一分七厘、厚一分五厘前後、鍍金が隨處に残つてゐて、其の他の部分は暗褐色の銅鏽を